

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第46回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	令和5年5月29日（月）午後5時30分～午後6時50分	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室	
出席者		出席委員 5人 委員長 佐藤直人 委員 副委員長 伊藤茂男 委員 委員 唐澤寛 委員 曾根隆寛 委員 矢板ゆき江 委員 欠席委員 0人
	担当課	生涯学習部長 梅原啓太郎 生涯学習課長 三浦真 生涯学習課生涯学習係長 倉澤淳子
	事務局	企画政策課長 富田絵実 企画政策課企画政策係長 中島広樹 企画政策課企画政策係主任 兼堀義信 公共施設マネジメント推進担当課長 田中克知
傍聴の可否	可 一部不可 <u>不可</u>	
会議次第	1 開会 2 小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について 3 その他 4 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第46回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和5年5月29日（月）午後5時30分～午後6時50分

場 所 小金井市役所本庁舎3階第一会議室

出席委員 5人

委員長 佐藤直人 委員

副委員長 伊藤茂男 委員

唐澤寛 委員

曾根隆寛 委員

矢板ゆき江 委員

欠席委員 0人

担当課職員

生涯学習部長 梅原啓太郎

生涯学習課長 三浦真

生涯学習係長 倉澤淳子

事務局職員

企画政策課長 富田絵実

企画政策課企画政策係長 中島広樹

企画政策課企画政策係主任 兼堀義信

公共施設マネジメント推進担当課長 田中克知

（午後5時30分開会）

◎ **委員長** では、定刻を過ぎましたので、委員会を開始させていただきます。

ただいまから第46回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。

なお、本日の定足数につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第11条第2項に、半数以上で成立することと定められております。本日は全員、御出席でございますので、会議は成立しております。

それでは、議題に入ります前に、事務局から資料について説明をお願いいたします。

◎ **富田企画政策課長** 資料について説明させていただきます。本日、机上配付しております「次第」のほか、事前に送付いたしました「資料1 令和5年度指定管理者選定委員会の開催につ

いて」、資料2として、小金井市立清里山荘指定管理者募集要項から始まる「審査関係資料一式」でございます。過不足がないか、御確認ください。

続きまして、資料1「令和5年度指定管理者選定委員会の開催について」について説明させていただきます。資料1を御覧ください。

前回の委員会でもお配りしておりますが、ナンバー2の小金井市立清里山荘の日程を更新いたしましたので、改めてお配りさせていただきます。

小金井市立清里山荘につきましては、本日が募集要項等の審査、第1次審査が8月25日(金)17時30分から、第2次審査が9月15日(金)17時30分と予定しております。なお、ナンバー1の小金井市立公園等・環境楽習館につきましては、従前と変更はございません。

以上でございます。

◎ **委員長** 今までのところ、御説明について何か御質問ございましょうか。

(「なし」の声あり)

◎ **委員長** ありがとうございます。

それでは、次第2に入ります。「小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について」を議題といたします。

本日は教育委員会から諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎ **梅原生涯学習部長** 本来でしたら、教育長が諮問させていただくところでございますが、本日は他の公務の関係で私から諮問書を代読させていただきます。

小教生発第91号

令和5年5月29日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 佐藤 直人 様

小金井市教育委員会

教育長 大熊 雅士

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 令和5年度諮問第2号

小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について

【指定管理者公募施設】

(1) 名 称 小金井市立清里山荘

(2) 所在地 山梨県北杜市高根町清里3545番地1

【指定の期間】

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【諮問に係る提出書類】

- (1) 指定管理者募集要項
- (2) 指定管理者選定基準
- (3) 条例、規則及び要綱

よろしくお願いたします。

◎ **委員長** ただいま、教育委員会から1件の諮問を受けました。

なお、本日は説明のため、担当課職員に出席いただいておりますので、事務局から紹介をお願いいたします。

◎ **富田企画政策課長** それでは、担当課の出席者を御紹介いたします。

本日の議題は生涯学習課の担当となります。初めに、生涯学習部長の梅原でございます。

◎ **梅原生涯学習部長** よろしくお願いたします。

◎ **富田企画政策課長** 次に、生涯学習課長の三浦でございます。

◎ **三浦生涯学習課長** 三浦でございます。よろしくお願いたします。

◎ **富田企画政策課長** 生涯学習課生涯学習係長の倉澤でございます。

◎ **倉澤生涯学習係長** 倉澤と申します。よろしくお願いたします。

◎ **富田企画政策課長** 以上で、担当課職員の紹介を終わります。

◎ **委員長** それでは、令和5年度諮問第2号「小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について」を議題といたします。小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例によれば、第4条第2項で「市長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、第16条に規定する小金井市指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする」としております。

今後、当該施設については前回同様、公募を行い、候補者を選定することになります。公募に当たっての募集要項等の内容、選定に当たっての審査基準について、公募の前に本委員会に諮問されているものであります。したがって、これから担当課から説明を受け、各委員から質疑を受けたいと思います。

それでは、担当課の説明をお願いいたします。

◎ **三浦生涯学習課長** それでは、清里山荘の指定管理者の公募について、小金井市立清里山荘募集要項に沿って、説明いたします。恐れ入りますが、2ページをお開きください。公募の趣旨のところから説明を申し上げます。

1番、公募の趣旨につきましては、記載のとおりでございます。小金井市立清里山荘では、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と効率化を図るため、平成18年9月から指定管理者による管理運営を行ってございます。指定管理期間が令和6年3月31日に終了するため、新たに指定管理者を公募するものです。なお、今回は5度目の公募となります。

2、施設の概要についてでございます。アクセスは車で中央高速を利用する。新宿から清里

方面へ出向している高速バスを利用する、もしくはJR中央本線、小海線経由で清里駅にて下車、徒歩またはタクシーで現地へ向かう方法が一般的でございます。小金井からは大体2時間半ないし3時間を要するという立地条件でございます。

施設の概要でございますが、山梨県学校寮敷地を借地いたしまして、小金井市が平成3年に当時の文部省の交付金を受け、現在の鉄筋コンクリート造の建物を建築いたしました。近隣には立川市、調布市、学校法人等の各施設がございます。施設の主な特徴といたしまして、1階に体育館がございます。体育館は小体育館ということで、バレーボール、バスケットボール、卓球等ができる広さでございます。それから、2階に研修室が備えてございます。3階部分には天体観測室を設けてございます。こちらの天体観測室では、大型の反射望遠鏡、小型の天体望遠鏡を備え、市民の利用に供してございます。施設全体の棟といたしましては、個人棟、団体棟に区分けをしてございます。団体棟については、林間学校利用または個人利用も可能でございます。冬季はこの団体棟については閉鎖してございます。体育館と研修室を備えてございますので、クラブ活動の合宿、研修などの利用が可能となっております。また、先ほど説明いたしました天体観測も、清里は土地柄、空気がかなり澄み切った環境にございますので、最適地で天体観測ができるということでございます。

続きまして、指定管理者の指定期間でございます。令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間と考えてございます。これは従前から5年間を一つの区切りとして指定管理をお願いしてきたことに加え、応募者、事業者の事業計画期間としても5年程度が相当であると考えるからでございます。

続きまして、3ページでございます。5の管理者は小金井市教育委員会。6の指定管理者の公募及び選定方法・選定委員会の設置ということで、指定管理者の公募の選定につきましては、公募型プロポーザル方式を採用し、小金井市の公の施設の指定管理の指定手続に関する条例第16条に規定する指定管理者選定委員会による審査を実施し、指定管理者としての候補者を選定するとしてございます。

次に、大きなII番でございます。指定管理者が行う業務の範囲につきましては、1から7まででございます。こちらにつきましては、これまでと大きな変更はございません。

III、指定管理者による管理運営の条件等、事業内容ということで、(1)は施設の管理運営、(2)は施設及び備品等の維持管理、(3)は事業運営の特例条件、(4)でインボイス制度の対応を記載してございます。

続きまして、2、清里山荘の利用料金等ということで、利用者が清里山荘の施設を利用することに伴う利用料金等の全ての収入は指定管理者の収入といたします。これは利用料金制を採用するという前提条件で記載をしてございます。なお、設定できる利用料金は条例で定めている金額が上限となっております。

続きまして、4ページを御覧ください。教育委員会の負担する経費ということで、3番に(1)から(5)まで記載してございます。主な内容は50万円以上の修繕料については、教育委員会が

負担するということ。10万円以上の備品については、教育委員会が負担します。これ以外につきましては、指定管理者のほうで経費の負担をお願いしますということで、4番に記載してございます。

5番、備品の帰属ということで、10万円以下の備品を指定管理者側が買い換えた場合については、その買い換えた備品については教育委員会に帰属をしますということになります。

6番は宿泊施設ということで、管理人2名を常駐させてください、その際には、館内の管理人室を利用してくださいという記載でございます。

7番については、指定期間満了の際の措置を記載してございます。

8番につきましては、移管前に使用承認したものについては、移管後すべて引き継いでいただきますという内容でございます。

9番については、リスク分担について明示をしてございます。

次に、IVの応募に関する事項です。応募者については、法人その他の団体ということで、個人での応募はできません。応募の制限を(1)から(7)まで、それぞれ欠格事項を記載してございません。

6ページにお移りください。3番に公募スケジュールを示してございます。公募につきましては、市報7月1日号及び市ホームページに掲載し、広報いたします。7月10日に現地説明会を実施し、その後、小金井市指定管理者選定委員会を開催いただき、指定管理者の候補者を選定していただくという段取りとなっております。選定後、応募者への結果通知。12月に市議会への指定議案の送付を経て、指定の御議決をいただきます。議決後、協定を締結し、令和6年4月より指定管理の業務を開始するというスケジュールとなっております。

4番で現地説明会の詳細や申込方法について、5番は質問の受付や回答の公表について、記載してございます。6番は応募書類の提出について説明してございます。応募要項の関係書類については、原則として、ホームページ上からダウンロードしていただくことにしたいと考えております。

8ページでございます。7番の提案内容になります。以下の内容を提案書の中に示してくださいということで、これは指定管理者側の提案を基本項目内容に沿って示すこととしています。(1)については、指定管理者としての運営方針。(2)は施設の利用に関する業務について、利用者の利便や収益性、稼働率を高めるためにどのように取り組むか等を示していただきます。(3)は個人情報保護及び情報公開についての記載です。(4)は障がい者の雇用等、福祉的雇用についての考え方や現状を示してくださいということでございます。(5)は送迎や広報など、利用促進の具体的な考え方を示していただき、(6)の自主事業については、事業内容及びその効果ということになります。自主事業につきましては、別添の指定管理業務仕様書、個別の業務仕様書に詳細が記載されてございます。指定管理業務仕様書の3ページになりますが、ここの2番でございます、管理運営に関する業務というところの(1)青少年育成に関する業務ということで、①として天体観測等の講座運営業務、②として、宿泊者向けのクラフト教室等の業務、③として、

自然観察等の野外活動に関する業務、④その他教育上必要な業務ということで、①から③については、これらは行ってくださいという私どもの意思表示となっております。

(8)要望・苦情についてということで、アンケートなどによって、利用者の要望等を把握してくださいという趣旨で、これにつきましては、市側にフィードバックしていただくということになります。(9)については、業務の検証ということで、自己検証・評価・改善について示していただきます。(10)については、利用料金の設定に関する考え方について示していただきます。条例で定められた額を上限に利用料金を設定していただくこととなります。それから、食事でございます。こちらにつきましては、今般、令和5年4月から食事を一定改定いたしまして、現在、市ホームページでは新たな食事を掲載しているところでございます。現在、夕食は複数のメニューから利用者の方に選んでいただいております、指定管理業務個別業務仕様書の6ページの⑩食事料ということで、食事に関する規定を入れてございます。中身については、指定管理業者側の申出によりまして、教育委員会の承認を得て、メニューの変更等は可能でございます。基本的には今般改定した料金を継続していきたいという考え方を私どもは持っております。指定管理業務仕様書の2ページの(6)に現行の食事料の表を示してございます。なお、朝食につきましては、均一でございますが、夕食についてはどちらかを選ばすという料金設定としてございます。(11)施設の維持・管理について、危険防止等の考え方を示してくださいという趣旨でございます。(12)、(13)はごみ減量、地球温暖化対策の取組についてということで、環境に対する考え方を示してくださいという趣旨でございます。(14)は施設の安全に関する業務ということで、災害や事故など、緊急事態に備えた対応策や訓練、安全に対する考え方についてお示しをいただきます。

続きまして、9ページでございます。8番、応募に関する留意事項ということで、(1)から(8)まで記載してございます。これについては、留意事項ということでございますので、通常、ごく一般的な記載事項になってございます。(8)については、関係書類の公開義務、会議録の公開をここで明示してございます。9の選定結果の通知については、応募者に対して文書で通知いたします。10番の協定の締結につきましては、市議会の議決によって決定した指定管理者と協定を締結する予定でございます。協定書につきましては、後ほど10ページで説明させていただきます。

続いて、Vの選定に関する事項。1番の選定方法につきましては、先ほど申し上げたとおり、公募型プロポーザル方式で行います。1次審査については、書類審査、2次審査については、プレゼンテーションを行い、結果通知を送付することとなります。2番の評価項目については、後ほどの選定基準で説明をさせていただきます。

VI、協定に関する事項です。(1)から(12)まで、これらについて協定を結ぶという予定でございます。

11ページ、VII、実績評価に関する事項についてでございます。実績報告書を毎年度終了後60日以内に提出いただくこととなります。VIIIにつきましては、関係法令の順守でございます。

IX、その他については、事業の継続が困難となった場合の措置ということで記載をしてございます。最後に、X、添付資料の一覧ということで載せてございます。

続きまして、選定基準を御覧ください。表になっている資料でございます。

まず、1については、適正な管理運営の確保、2については、事業者の現状と実績、3はサービスの向上、4は効率的な運営、5については安全で安定的な施設運営の継続的提供ということで、大きく5項目に分けてございます。それぞれの項目、5点の配分ということで、今回、御提案申し上げてございます。市の考え方といたしましては、特に重視したいという点で、3のサービスの向上、2の事業者の現状と実績、5の安全で安定的な施設運営の辺りに力点を置きたいという提案内容でございます。

説明は以上です。

◎ **委員長** 担当課の説明は以上ということでございます。

これから、順次、質疑を行います。大きく2点に分けて審議を行いたいと思います。1つ目は、募集要項、それから業務仕様書、個別業務仕様書等の内容について、2つ目として、選定基準についてということで、分けて審議をしたいと思います。関連する事項はあるかと思いますが、それは併せて質問をしていただいて結構です。

それでは、まず初めに募集要項等の内容につきまして質疑を行います。質問あるいは御意見等いかがでございましょうか。

◎ **委員** 今、御説明いただきました指定管理者の募集要項の日付のところについてお伺いしたいのですが、まず6ページの算用数字3番、指定管理者の公募スケジュールを拝見すると、募集要項の公表は6月28日となっておりますが、お配りいただいた資料の募集要項は令和5年7月になっております。これは6月ではなくていいのですかという質問でございます。

◎ **委員長** 担当課、お願いいたします。

◎ **倉澤生涯学習係長** 御指摘のとおり、市報の7月1日号で掲載する予定としておりますので7月と記載したのですが、実際、市報が配られ始めるのがもう二、三日早いということで、それに合わせてホームページの公表も行うことにいたしましたので、こちら6月に改めさせていただきます。

◎ **委員長** よろしゅうございますか。

◎ **委員** 結構です。

◎ **委員長** ほかにございますか。

◎ **委員** 企画提案書に対して、最低点の基準を施設によって設けたり設けていなかったりしているのですが、評定点が低い場合、それで足を切らないで、1次審査を通りました、2次審査を通りましたということには、なかなかかなりにくいので、最低点の基準、従前の例によりますと、1次審査において総合得点が60%に満たない場合、各評価項目の得点が40%に満たない場合は2次審査を行わないという最低点の基準を9ページの応募に関する留意事項のところか、選定に関する事項のところに加えてもらえないかというのが1点です。

それからもう1点は、前期の委員会の中で、応募者の不祥事等があったときに、重大な事故または不祥事に関する報告書という様式を企画政策課で作っているかと思っておりますので、それについて、応募書類の様式の中に付け加えていただきたいと思います。

3点目です。8ページの利用料金。条例で決まっている宿泊料の利用料金と業務仕様書の2ページの食事料について、先ほどの説明で業務仕様書の2ページの食事料については、令和5年の4月からこの表に載っている金額にしているとおっしゃられました。5年前、同じように審査をしていますが、そのときの金額と比べますと、おおむね30%程度、値上げになっていると思われるのですが、雇用されている方の賃金を上げたり、物価高もありますので、値上げすることも必要だと思いますが、そういう意味で食事料が30%上がっているということになると、今後出される収入の食事料の見積りについても、例年と比べると30%上がるという理解をしたいと思います。その辺はどうかということ。それから、条例については、平成3年のときから多分変えていないと思うのですが、その辺の近隣の状況とか、そういうところについて、もしも分かって、変えるとか変えないとかいうことを考えていたら、説明をお願いしたいと思います。

以上、3点です。

◎三浦生涯学習課長 それでは、ただいまの御質問について、順次お答えさせていただきます。まず、全体の60%という足切りラインというところでございました。私どもも内部で議論をしたところですが、60%で足切りをするのがいいのか、足切りでございまして、もっと低いパーセンテージのほうがよろしいのかということも議論しているところでございます。したがって、御提案いただきましたどこで切るかというところは文言を含め、検討させていただきます。

2点目、重大な事故及びまたは不祥事に関する報告書でございます。こちらにつきましては、先ほど委員の御提案がございましたとおり、追加をさせていただきます。

3点目、食事料でございます。こちらにつきましては、5年前に改定以降ということでございましたけれども、先ほど説明申し上げましたとおり、食事料につきましては、この4月から現行の料金に改定をさせていただきました。その理由でございますけれども、昨今の急激な物価上昇等によりまして、食材費の調達費が非常に上がっております。現行の指定管理者から言われているところですが、もはや企業努力だけでは吸収しきれないということもございまして、食事料金につきましては、30%というお言葉がありましたが、平均すると25.26%程度で改定をさせていただいているところでございます。本件につきましては、教育委員会内部でも議論をさせていただいて、しかるべき手続を経て改定をさせていただいたという認識でございます。

次に、宿泊料の関係でございます。委員から御説明いただきましたとおりでございます。他団体等の状況を見ますと、清里に限らず、山荘等を持っている団体さんの平均が大体2,178円でございます。私どものほうは大人の利用料金が1,500円となっております。

れが市内でございます。次に市外の大人を見ますと、各団体の平均が3,271円のところ、小金井市が3,000円程度でございますので、若干安めではあるのですけれども、著しく安いというところではないと考えてございます。ただし、受益者負担というところも考えますと、一定どこかのタイミングでは御判断いただく必要があるかなとは思っております。

◎**委員** 2点目と3点目は分かりました。1点目の最低点の基準ですけれども、この間、障害者福祉センターと栗山公園と体育館については、総合点の60%、各項目の40%という基準を使っているの、清里だけ変えるのはどうなのかなと。これは意見として言っておきたいと思えます。

◎**三浦生涯学習課長** ありがとうございます。不勉強ですみません。

◎**委員長** **委員**、よろしいですか。

◎**委員** いいです。はい。

◎**委員長** そのほか、いかがでしょうか。

◎**委員** 要項の7ページで1点、質問がございます。書類の提出方法についてお伺いをいたします。(4)の提出方法を拝見すると、書類は紙ベース及び電子データとなっているのですが、これは紙ベース及び電子データということは紙と電子、両方提出という意味でよろしいのでしょうかというのが1点。あとはこちらにはCD-ROM等に格納したものがあるのですが、世の中の的にはPeppol(ペポル)、インボイス等々もあるし、あと提出先にEメールというのが書いてあることを考えても、電子データそのままの提出、メールとか市のホームページ等々へのアップロードとかを御検討されているのかなというところは聞いてみたいところでございます。

◎**委員長** 担当課、お願いいたします。

◎**三浦生涯学習課長** 私どものほうでは、紙ベースと電子データ、両方提出してくださいというイメージしております。その考え方でございますが、紙ベースにつきましては、電子データで頂きますと、私どもで全部印刷しなくてはいけないので、紙ベースでも1冊は頂きたいという趣旨でございます。電子データにつきましては、御案内のとおりでございまして、最近、CD-ROMによる受け渡しを行うことは少ないかと思えますし、メール等々でも大丈夫かとは思いますが、メール等々ですと、若干、私どものシステムが4メガを超える添付ファイルを受信できないという状況もございます。こちらのシステムの話になってくるところもありまして、外部媒体で頂きたいという趣旨でございます。

◎**富田企画政策課長** 補足させていただきますが、メールの添付ファイルについては、添付データに関するセキュリティについて危惧がございまして、広く一般にメールなどに添付できる状態で、PDFなどを添付で提出していただくと、ウイルスなどがついてくることが多いという実情がございます。実際、指定管理として指定された後のやり取りはメールということもあるかとは思いますが、広く公募をする際には、メール添付での提出は推奨していないという状況がございますので、その辺りは情報システム部署と今後も調整をしながら進めていく

ようかと思っております。

◎ **委員長** よろしゅうございますか。

◎ **委員** 結構です。

◎ **委員長** そのほか、御質問、御意見等ございましょうか。

◎ **委員** 業務仕様書で、清里山荘については平成3年4月1日から開設と書かれております。そして、建物の竣工は平成2年、1990年12月と聞いております。既に32年経過しておりますので、市全体の公共施設の整備計画のようなものがあると思うのですが、清里山荘の建物について、取り壊して改築するだとか、大規模な改修をするとか、その辺はどういう計画になっているのかということをお伺いしたいと思います。今回、来年の4月から5年間、指定管理者を募集するということですので、5年間は清里山荘については営業を続けていくということだと思います。それで、50万円以上については市で改修をするということなのですが、毎年、協定書の中で協議を清里山荘の指定管理者と行う中で、業者からこういったところを改修してほしいということが具体的に出ているのかも併せてお聞かせいただければと思います。

◎ **三浦生涯学習課長** まず、清里山荘施設そのものでございます。御紹介いただきましたとおり、平成2年に竣工した建物でございます。もう32年ほどたっているところでございます。清里山荘の今後の在り方につきましては、庁内でも内部の検討委員会を立ち上げまして、今後の将来についてどうしていくのかという考え方を早く固めようと思っております。◎ **委員**、御指摘のとおり、修繕計画でございますけれども、市全体の公共施設マネジメントの中で考えていただくことになってございますが、指定管理期間が始まる令和6年から令和10年までは大規模修繕の予定はないというところでございます。ただ、部位修繕等々が入ってまいりますので、計画では年間1,300万ぐらいの予算をかけていくという形になっているのですが、市全体の予算の範囲内で適切な修繕を行ってまいりたいと考えてございます。

現在の事業者から何かリクエストが来ているかというところでございますけれども、先般、漏水がありまして、直接的にどこの部分かが分からずに、結構大変だったと聞いてございます。私も現地に足を運び、どのような状況だったのかというところを見ますと、管が腐食してしまい、穴が開いているような状況でございました。それは直しましたが、費用的には60万円程度かかってございます。そのようなところで、設備的などところで劣化している部分があることは否めない部分ですが、今すぐこれをという声までは届いていないという状況でございます。

◎ **委員長** **委員**、引き続き、お願いいたします。

◎ **委員** それとの関係も多少あるのですけれども、添付資料で清里山荘の利用状況というのが後ろのほうに添付されております。それを見ますと、コロナの関係もあって、利用者が令和2年、令和3年、少なくなっているのですが、その中で特筆的なのが市外の小学生が令和3年度と令和4年度、2,000人ぐらい増えております。清里山荘でほかの自治体の小学生、多

分、林間学校だと思いののですが、それを受け入れたのではないかと思います。それで、5年前も審査のときに、現在の指定管理者の方が、利用者を増やすためには他の自治体の林間学校を受け入れるように、教育委員会とも協力して進めたいという話をなさっていたので、そういったこともあって、他市の受け入れをしているのかと思うのですが、具体的に、もし言えるのであれば、どこの団体でいつ頃、受けたのかということと、市の小学生の林間学校とバッティングと言うと変ですけれども、支障がないのかということ。それとは別にほかの市が小金井市の施設を利用しているということになると、小金井市としても、あえて清里に施設を持たなくて、仮に廃止をしたとして、ほかの自治体、あるいは山梨県、別に山梨と限らないと思うのですけれども、林間学校をほかのところの自治体の施設を使って行っていくという考え方で、極端な言い方ですが、清里山荘自体を廃止するという考えはないのでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 まず、2,000人規模で市外の利用者が増えているというところがございますが、団体としては日野市でございます。日野市立小学校、全17校の小学5年生の児童が移動教室として1泊2日の日程で小金井市の清里山荘を御利用いただいております。もともと日野市につきましては、日野市の施設が清里にあり、そこを閉じられたので、小金井市の施設を使用させていただけないかというお話がございました。期間につきましては、日野市がお使いになるのは5月の中旬ないし6月の中旬でございますので、夏休み期間に行う小金井市の小学校の林間学校とはバッティングせずに、実質的な影響はないものと考えてございます。

今後でございますけれども、小金井市の林間学校が他の自治体もしくは民間の施設で実施することは可能とは考えてございますが、こちらもなかなか学校の授業の中で、林間学校とするか、移動教室とするかで随分検討する内容が違っていると聞いてございます。仮に清里山荘について、役割を終えていくという判断につきましても、今、決めて今年度末ということではなく、少し余裕を持って決めていく必要があるのだろうとは考えるところでございます。現時点で廃止するという考え方は内部でもってございません。

◎委員 長 よろしいですか。

◎委員 はい。

◎委員 長 そのほか、いかがですか。

◎委員 5年間は指定管理でやっていただくということですので、そういう意味では食事料の収入、宿泊料も当然、取っていると思いますので、他市からの受入れは積極的にやっただけだと思います。それで利用状況の1ページ前に決算額が載っているのですが、平成30年から令和4年度の決算額、収入と支出の金額を見たところ、いずれも支出のほうが多いのですが、このマイナス部分は全部業者が御負担したという理解でよろしいですか。

◎三浦生涯学習課長 例えば、4年度の部分、おおよそで、入りが7,075万、出のほうは7,400万でございますけれども、この400万の内訳については、電気料金等々の高騰と伺ってございます。協定に基づきまして、こちらにつきましては、指定管理者に御負担いただいております。

◎ 委員 ほかの赤字も全部。

◎ 三浦生涯学習課長 そうです。

◎ 委員長 そのほか、いかがでございましょうか。

◎ 委員 毎年の稼働率はどのくらいだったのですか。

◎ 三浦生涯学習課長 手元に数字がないので申し訳ございませんが、後日、事務局を通じて委員の皆様には稼働率何%ということでお伝えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。申し訳ありません。

◎ 委員長 そのほかはよろしいですか。

◎ 委員 先ほど、400万の赤字部分は指定管理者が負担したということですが、お配りいただいた資料の仕様書の26ページの次のページに、算用数字2番として、小金井市立清里山荘指定管理者経費決算額とあって、これを拝見すると、過去5年ずっと赤字なのですけれども、一般的に事業者がこの決算を見たときに、利用金額はあるけれども、頭打ちなことを考えると、赤字が想定されると思うのです。これで公募した場合、応募がなかったときの対策とかはどうお考えになっているのか伺いたいのですが。

◎ 三浦生涯学習課長 まず、各年度、赤字が出ているというところはおっしゃるとおりでございますが、今回、お願いした事業者については、やむなしというところで経営判断をいただいて、対応していただいているのが実態でございました。ですが、利用料金等々の改定も考えてくださいというところは耳に届いているところでございます。

一方で、赤字続きなので応募者がなかったという段階につきましては、条例上に応募がない場合の規定がございますので、そちらを採用することもあると思います。今現在、応募がなかったという想定まではあまりしていないのですが、条例の中では応募がない場合における対応については条例項目の中がございますので、その条項を該当させることになれば、しかるべき手続を踏んでいくという形になろうかと思えます。

◎ 委員長 よろしいですか。

◎ 委員 はい。結構です。

◎ 委員長 そのほか、よろしいですか。

◎ 委員 見方を教えてほしいのですけれども、今のこの収支の計画、決算額ですが、収入の1番目の指定管理料というのは、これは小金井市が業者さんにお支払いしている金額ですか。

◎ 三浦生涯学習課長 そのとおりでございます。

◎ 委員 なるほど。では、小金井市は、この金額を毎年、お支払いしているということですね。

◎ 倉澤生涯学習係長 ほとんどがこの費用ですが、それ以外に先ほど募集要項で説明いたしました50万以上の修繕などを支出しています。

◎ 委員 そういうところでお支払いしていく。プラスには全くならないということですね。

◎ 倉澤生涯学習係長 プラスにはならないです。

◎ **委員** 仮に事業者さんが黒字を出した場合は、その黒字部分が小金井市に入るといふことではないのですか。

◎ **富田企画政策課長** ないです。全部収入は指定管理者の収入になります。

◎ **委員** 分かりました。ありがとうございます。

◎ **委員長** そのほか、いかがですか。

では、私から1つ質問させていただきたいのですが、指定管理者制度を適用している施設は小金井市内に幾つかありますけれども、清里山荘については遠方にある施設であるということで、まず監督として目が届きにくいし、一方で事業者と市とのコミュニケーションも取りづらいいのではないかと思います。さらに、もし事故などがあって、小金井市が応援に入るにしても、先ほど説明があった最低2時間半ぐらいかかってしまうということで、直ちに対応できないなど、その辺の特殊性があるかと思ひます。そういったことから考えて、まず1つ、事業者のコンプライアンス、要するに、法令あるいは規定に基づいてしっかり対応できる事業者なのか、あるいはこれは要項というか、業務仕様書等で、かなり細かくこういうものでこうやってくださいと書いてございますけれども、そのほかの事項について、一般的ないわゆるリスク、例えば、災害とかあるいは害獣が入ってくるということがあり得るかと思ひのですが、ここで書かれていないようなリスクについてどう考えているのでしょうか。特に遠方の施設であれば事業者に一次的な対応をお願いするということになるかと思ひのですけれども、そういった面でその事業者のコンプライアンスあるいはリスクマネジメントについての意識をどう捉えておられるのかを質問させていただきます。

◎ **三浦生涯学習課長** まず、清里山荘は委員がおっしゃるとおり、遠方の施設ということで、現地に行くためにも時間がかかるというのはそのとおりでございます。コンプライアンスの保持とリスク管理でございますけれども、1つは、やはり先ほど申し上げましたとおり、管理人については絶対に無人にしないこと、必ず2人で管理業務に当たっていただくということが基本になってございますので、緊急対応については一義的には管理人さんである指定管理者に対応をお願いすることとなります。その他、重篤な災害等々が発生した場合には、私どもが向いて対応する形になるかと思ひますが、リスクマネジメントという点では、管理人さんを常駐させるというところが1つ大きなマネジメントかと考えてございます。

◎ **委員** その場合、リスクマネジメントといつても、あまり仰々しいことまで、必ずしも必要がないかと思ひのですけれども、要するに事業者が業務を行うに当たって、現場として感じられたリスクですね。ここに書かれておられないようなリスクがもし生じた場合に、教育委員会とのコミュニケーションというのはどういう形になるのですか。すぐ連絡してくるといふことですか。

◎ **三浦生涯学習課長** 御案内のとおりでございますして、向こうからすぐ連絡してくるといふことです。指定管理者とは、すぐに連絡ができるような緊急連絡体制を取ってございます。

◎ **委員長** そういうことで、コンプライアンスについては、いろいろ募集要項等で該当す

るような事項が書かれておられますけれども、業務仕様書あるいは募集要項等で求めている内容が実施されるという前提であれば大丈夫であるということですね。

◎三浦生涯学習課長 はい。

◎委員長 既に何回か指定管理者の指定が行われていて、そこら辺のノウハウはあるのかと思うのですが、私は初めての審査になりますので、質問させていただきました。どうもありがとうございます。

◎三浦生涯学習課長 慣れが起きないように、緊張感を持って対応したいと思います。

◎委員長 それは必要かと思えます。そのほか、いかがでしょうか。

では、次に選定基準について別途協議するという事になっておりましたが、選定基準についての質疑を行いたいと思えますが、いかがでしょうか。

◎委員 選定基準については、今回で5回目ですが、多分、変わっていない。100点満点で、書いてある基準も変わっていないと思うのですが、変えないことのいい面もあると思うのですが、ほかの施設の選定基準を多少見習ってと言うと変ですけども、見比べて、こういったものを入れたほうがいいのではないかとということもあるかもしれないのですが、選定基準を変えない理由があれば教えてください。

◎三浦生涯学習課長 選定基準については、5年前の選定基準と大きく変わってはいないところでございます。この選定基準に対しまして、別の選定基準でこれはいいねということがあれば、そこはフラクに変えていきたいとは思いますが、現状については変えたというところはないと思えますので、御審査方、よろしく申し上げます。

◎委員長 そのほかいかがですか。

では、私から1つ。選定基準の審査基準で、2番の事業者の現状と実績というところの5と6ですが、5が施設及び類似施設の管理運営に実績があり、評価を得ているで、6が類似事業での企画・実施の経験が豊富であるとしていますが、これはほとんど同じではないかと思うのです。何か無理して2つ作ったのではないかという印象すら受けるところですが、いかがでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 こちらにつきまして、5番については、管理運営でございますので、施設の維持管理も含め、それに実績があるというところ。6番については企画・実績の経験が豊富であるということでございますので、主に利用者の方々から企画・運営あるいは事業実施の経験が豊富等々で何かいい条件があればということで、この6番を入れているところでございます。5番は管理運営の部分、6番については市民の皆さんの満足度の反映ということで、項目を入れていると御理解いただければと思えます。

◎富田企画政策課長 そば打ちツアーとかの事業を行っていますよね。

◎三浦生涯学習課長 そば打ち、それからバーベキューなどの企画は行っています。

◎富田企画政策課長 以前、コロナ前かと思えますが、市報などで告知をして、そば打ちなどの体験ができるツアー、市民を呼ぶというような企画を、この指定管理者で企画提案されて実

施していたこともあります。宿泊運営の部分での実績とそういった市民の方への周知や呼びかけをするような企画という部分も併せて評価をしているところであり、そういった意味で分けられているというところかと思えます。

◎ **委員長** 分けて、別々に評価するということですね。

◎ **富田企画政策課長** はい。通常の運営のみではなく、戦略的な企画なども行えているかといったところかと思えます。

◎ **委員長** 結構です。

そのほか、いかがですか。

◎ **委員** 選定基準の表の算用数字4番、効率的な運営、配点15点の14、15、16ですけれども、ここに書いてあることはもっともですけれども、言い回しとして今の時代に合っているのかなと思いつつ、今読んでいました。例えば「収支の見込みと事業計画が適正かつ実現可能であること」とありますが5年連続赤字であったり、「利用者の増加による収支状況の改善に向けた計画があること」とありますが、利用者をもっと増やすのか分からないというか、箱的に頭打ちになっている仕組みではないのかということですね。あとは16番の「経費削減のための工夫」というのは、今の時代、経費削減で利益を出している会社は、日本国内であまりないのではないかと思います。それはバブル崩壊後の話であって、30年前の言い回しなのではないかと思いつつ、今、審査基準を読んでいて、これが選定基準の基準となると、企業は今まで以上の経費の削減を何か考えなければいけないのではないかと思います。今の指定管理事業者さんをはじめとする企業さんというのはお金を使って売上げを増やす工夫をしなければいけない時代で、経費を削減する時代ではないのではないかと私は思うのです。だから経費の削減によって、効率的な運営ができるのかどうかは再度御検討いただいて、ニュアンスの話で申し訳ないのですが、審査基準の言い回しが今の時代に合っていないのかなと感じましたので、再度、検討いただけたらと思います。

◎ **三浦生涯学習課長** 項目の16番を中心にとということで、検討するため持ち帰らせていただきたいと思えます。

◎ **委員長** 御検討ということですが、**委員**よろしいですか。

◎ **委員** 結構でございます。

◎ **委員** では、今の関連で。

◎ **委員長** **委員**、どうぞ。

◎ **委員** もし16番の審査基準を変更するのであれば、募集要項の中に同じ文言が入っているので、そこも忘れないで直していただくようお願いします。

◎ **三浦生涯学習課長** ありがとうございます。

◎ **委員長** そのほかいかがでしょうか。

◎ **委員** 収支の話ですけれども、よく分からないのですが、指定管理料はどのように決まるのですか。決算を見ていると、3,900万と4,000万と、いろいろ動いているみたい

ですけれども、それは事前に決まるのか、公募の段階で決まるのか、どのようにして決まるのか、そこら辺が分からないので、教えてください。

◎三浦生涯学習課長 お手元の決算額の資料を御覧いただきまして、平成30年度で前指定管理者が終わりました、現在の指定管理者が行っているのが令和元年度からになります。ここでまず事業者が替わるのが1点でございます。それから、指定管理の議決をいただく際に、5年間の経費を頂きますので、その議決を経て、指定管理料が決まっていきます。ですから、単純に申し上げると、業者からの提案で、年間この金額で運営していきますという御提案を受けて、5年間の経費を決めて、その中で行っていただくという議決を採る形になります。

◎委員 そうすると、我々はその提案額についても審査するという形になるのですか。

◎三浦生涯学習課長 その金額単独でということよりも、1つのファクターでしょうか。

◎委員 それはその申請書に載ってくるのですか。

◎三浦生涯学習課長 載ってきます。

◎委員 管理料をこの金額で下さいみたいなことで、それを比較してどの業者がいいかということで選定すると。

◎三浦生涯学習課長 指定管理をする際の一つの要素ということで御認識いただければと思います。

◎委員 よく分かりました。ありがとうございます。

◎委員長 そのほか、いかがですか。

特に選定基準ではないのですけれども、今まで何回か指定管理者の指定を行っていますが、事業者が替わったことはあるのですか。

◎三浦生涯学習課長 はい、ございます。指定管理が始まって1回、3者か4者、4者目ですか。指定管理が始まったのが18年ですので、私が知っているだけで3回。

◎委員 1回だけですよ。大分前にいろいろありまして、14年3月から現在の方がおやりになって、18年4月から指定管理者制度を取り入れて、今の会社がやっぺらっしゃいます。ただ、26年4月、3回目の更新のときに違う会社が指定されまして、1期やったのですが、2期目、その会社が申し込まなくて、前回、1者だけ今の会社の方が申し込まれました。ですから、4期あるのですが、1回だけ別の会社がやっております。

◎三浦生涯学習課長 すいません。指定管理の指定を行ったのが4回。事業者が変わったのが1回です。

◎委員長 それでその会社が1回だけ。1期だけ。

◎委員 その会社は2期目、申し込まなかったのです。

◎委員長 それで、その次、また前の業者が指定されているのですか。

◎委員 そうです。

◎委員長 分かりました。

そのほか、よろしいですか。そのほかの総括的な質疑はございましょうか。

◎ **委員** 今、先ほども申し上げましたけれども、前回、応募が1者でした。前々回、3者。最初の頃は5者ぐらい応募があったと思いますので、そういう意味では、前回、1者になっておりますから、7月1日号の市報とホームページに載せただけでは、やはりなかなか応募がないと思われまので、その辺の応募者を増やす工夫をぜひ行っていただいて、なるべく複数で審査ができるように、ぜひお願いしたいというのを申し上げておきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

◎ **委員長** そのほか、何か御質疑、よろしゅうございませうか。

では、以上で本件についての質疑を終了いたします。ここで休憩を取らせていただきます。

(休憩)

◎ **委員長** では、再開いたします。

それでは、本委員会として、教育委員会から諮問のあった「小金井市清里山荘の指定管理者の公募について」については、諮問のとおり認めるとの答申をしたいと思ひますが、これに御異議ございませうか。

(「なし」の声あり)

では、異議なしと認めます。したがって、本件につきましては、ただいま申し上げましたとおり、答申することを決定いたしました。

次に、本件に関して、1次審査及び2次審査の在り方について協議させていただきたいと思ひます。事務局から発言を求めます。

◎ **富田企画政策課長** 1次審査につきましては、先ほど決定いたしました宿題の部分も含めまして、選定基準に基づき、書類選考を行います。応募状況は複数あるよう努めるということですが、状況にもよりますけれども、総合的に合計点数の上位から3者までに絞り込みたいと考えてございませう。

1次審査では、応募のあった書類を事前に各選定委員の皆様へお送りいたしますので、事前に書類による評点を行ってきていただきまして、その上で委員会での質疑を行わせていただきます。質疑の後、その内容を参考に評点の修正を行っていただきます。最終的には、選定委員がそれぞれの評点結果を基に協議の上、合計点の上位から3者までを1次審査合格といたします。

2次審査では、1次審査通過団体によるプレゼンテーションと質疑の審査を行いまして、1次のときと同じ選定基準で採点をし、合計点数の一番高い団体を候補者に決定するという形にできればと考えてございませう。2次審査の時間といたしましては、1者当たりプレゼンテーションを15分、質疑を30分、審査を15分の合計60分で行うという形で提案をさせていただきたいと思ひますので、御協議のほどお祈ひいたします。なお、2次審査については、パワーポイントなどのプレゼンテーションソフトの使用は可とし、要約版などの追加資料の配付は認めないということとしたいと考えてお祈ひしますが、併せて御協議いただけますようお願いいたします。

◎ **委員長** 事務局から今後の1次審査、2次審査について提案がありました。御意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎ **委員長** それでは、1次審査及び2次審査について、事務局提案のとおり行うことといたしたいと思います。それについて御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎ **委員長** 異議なしと認めます。したがって、本件につきましては、事務局提案のとおりと決定いたしました。

それでは、次第3、その他です。事務局からお願いいたします。

◎ **富田企画政策課長** 次回の委員会の開催日程でございますが、事前に委員の皆様と調整させていただきまして、資料1番のとおり、7月18日(火)の午後2時から、こちらは小金井市立公園等・環境楽習館の第1次審査となりますので、よろしくお願いいたします。場所等につきましては、改めて御連絡をさせていただきます。

◎ **委員長** 皆様、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

◎ **委員長** それでは、事務局案のとおり開催することと決定いたします。

以上で、本日の議事は全て終了でございます。これをもって閉会といたします。皆様、本日は大変お疲れさまでございました。

(午後6時50分閉会)